

令和4年2月10日

自衛隊神奈川地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもつて申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもつて申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合せ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
5	はまにやん着ぐるみ	自衛隊神奈川地方協力本部	4.3.25	4.2.10.	4.2.17 13:00	4.2.17 13:10	全省庁統一資格「物品の 製造」又は「物品の販売」 の等級 D以上	
		以下余白						

- 4 仕様書等の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒231-0023
住所 神奈川県横浜市中区山下町253-2
契約機関名(担当)自衛隊神奈川地方協力本部総務課 会計班 辻山
電話番号:045-662-9426 FAX:045-662-9498
メール:recruit1-kanagawa@pco.mod.go.jp

見 積 書

件名リスト一連番号	5
-----------	---

見積金額￥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単位	数 量	单 価	金 额
はまにやん着ぐるみ	仕様書のとおり	式	1		
合 計					
納入(履行)場所	自衛隊神奈川地方協力本部	納期(履行期限)		令和4年3月25日	
契約保証金	(免 除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

自衛隊神奈川地方協力本部長

平 井 克 英 殿

住 所

会 社 名

代表者名

仕様書		仕様書番号	
		作成年月日	
品名	はまにやん着ぐるみ	納期	令和4. 3. 25
		作成部隊名	自衛隊神奈川地方協力本部
1 総則			
この仕様書は、広報活動において使用する「はまにやん着ぐるみ」について規定する。			
2 製品に関する要求			
(1) 構成は下記のとおりとする。			
ア 着ぐるみ本体 数量1 イ 送風ユニット 数量1			
(2) 材料			
着ぐるみ本体の材料は、下記のとおりとする。			
ア 外素材 ボア系素材及びフェルト等を標準とする。			
イ 中素材 ナイロンタフタを標準とする。			
ウ 目 塩化ビニール系素材を標準とする。			
エ 靴の裏 ゴム素材を標準とする。			
(3) 構造			
着ぐるみ本体は、送風ユニットから送られる風圧によって膨らみ、形成される構造とし、折りたたみが可能なこととする。			
(4) 形状・寸法・色			
図1～3を基準とする。(図1と同様の外見になるよう努める)			
(5) 外観			
外観は、割れ、きず、その他使用上の有害な欠点がなく、仕上げの程度は良好でなければならない。			
(6) 使用者が、製品の中に入り、外部の視界を得ることができ、歩行等の動作が出来るものとする。			
(7) 視界の確保			
図1を標準とする。			
(8) 送風ユニット			
ア 電源電圧 12V仕様とし、100V125Aの電源を使用し、コンセントを使用して充電できるものとする。			
イ 電動ファン フロア形状の2基を基準とする。風量は1基につき1分間に1.62立方メートル以上を確保すること。			
ウ 電源ユニット			
(ア) アルミ製又はステンレス製の専用バッテリーケースとする。			
(イ) 使用者が背中に背負って、固定できる仕組みであること。			
(ウ) 本体に、電源スイッチ、バッテリーをケースに入れたままの状態で充電できるように専用コネクタを用意すること。			
(エ) 安全性を考慮し、保護回線を装備すること。			
エ バッテリー			
(ア) バッテリーはリチウム仕様バッテリー(連続稼働時間約2時間)を2個			
(イ) バッテリーは発熱しないものを使用するものとする。			
(ウ) 「14.4V、6600mAh／95Wh(最大放電電力240Wピーク時21.8A)以上本体重量680g以下、Vマウント方式・バッテリー残量メーター装備、過充電保護機能あり」			

- 3 検査
本仕様書に基づき、検査を実施する。
- 4 出荷条件
ダンボール梱包とする。
- 5 その他
 - (1) 製品を収納するための布製の袋を備えるものとする。
 - (2) 契約の相手方は、契約後、制作の前に、承認用図面を提出するものとする。
 - (3) 契約相手方は着ぐるみ使用者の想定身長等を官側に確認すること。
 - (4) 本仕様書で疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

図1

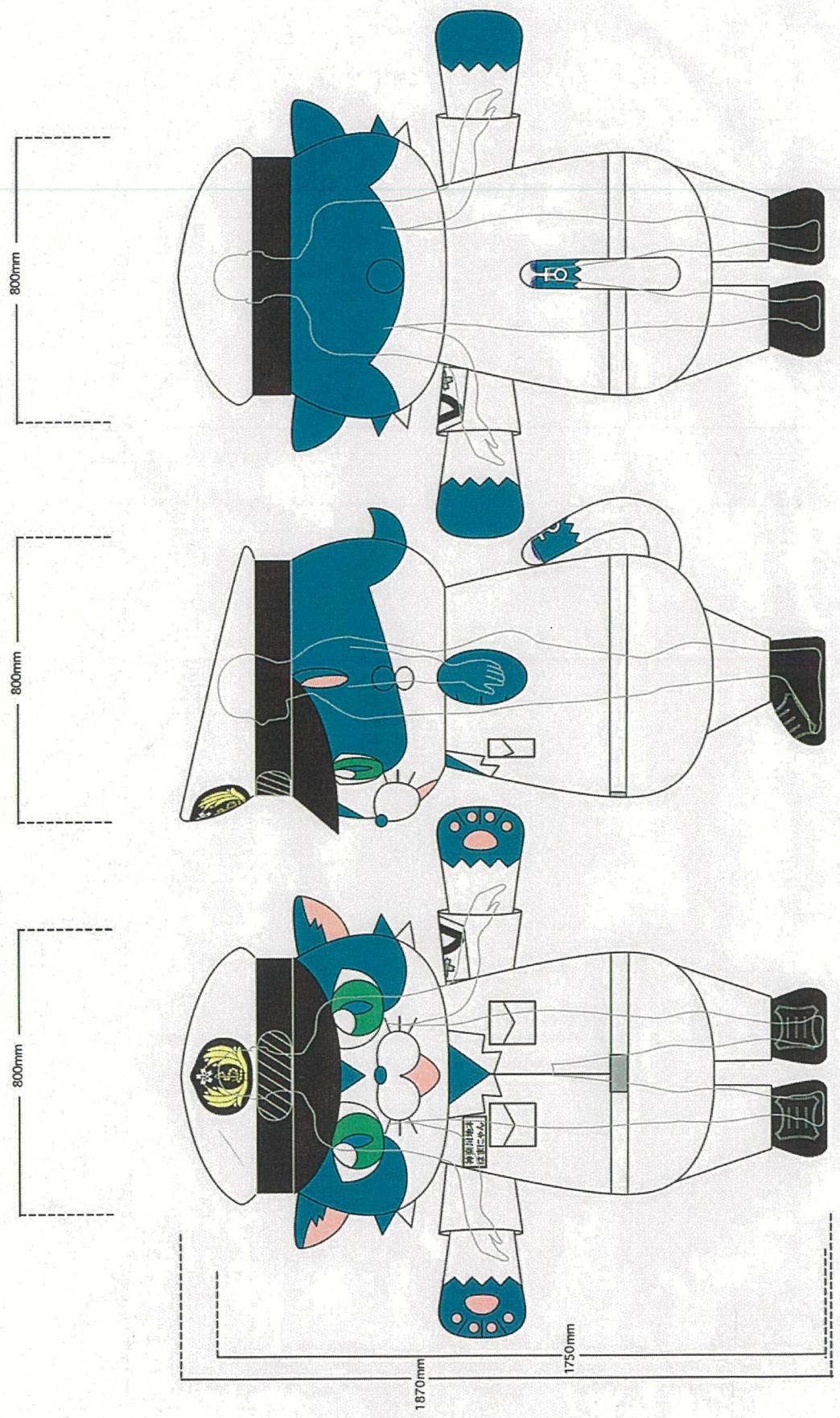


図2



後



前

3

